

○北信保健衛生施設組合公告式条例

(昭和 44 年 4 月 1 日 条例第 1 号)

改正 昭和 48 年 10 月 13 日 条例第 3 号  
平成 16 年 12 月 28 日 条例第 2 号  
平成 17 年 4 月 1 日 条例第 2 号  
平成 17 年 9 月 30 日 条例第 3 号  
平成 31 年 2 月 27 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条の規定に基づく条例の公布等に関しては、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

中野市役所掲示場

山ノ内町役場掲示場

信濃町役場掲示場

飯綱町役場掲示場

小布施町役場掲示場

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則に準用する。

2 前条の規定は、議会その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、同項中「組合長名」とあるのは「当該機関名」、「組合長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

3 第 2 条第 2 項の規定は、前 2 項の規程に準用する。

(施行期日の特例)

第 4 条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 10 月 13 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日条例第 2 号)

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。